

山梨大学男女共同参画学術研究奨励賞 実施要項

制定 平成28年7月26日

(目的)

第1条 この要項は、優れた研究成果を挙げた山梨大学（以下「本学」という。）の女性研究者を顕彰することにより、その研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成及びこれによる男女共同参画の促進等に資するため、山梨大学男女共同参画学術研究奨励賞を創設するとともに、その表彰等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 表彰は、本学に所属する女性研究者（学生、大学院生又は研究生等を含む。）または本学の女性研究者を研究代表者とする研究グループで、次の各号に掲げる賞の区分に応じて行うものとする。

- (1) 優秀賞 教育研究のマネジメントにおいて優れた業績を挙げたと認められる者、もしくは、学術上優れた研究成果を挙げたと認められる者または研究グループ
- (2) 奨励賞 40歳未満の若手研究者で、優れた研究成果を上げることが期待されると認められる者

(選考委員会)

第3条 前条の対象者を選考するため、男女共同参画学術研究奨励賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、次条により応募のあった者について、その業績が受賞に相応しいものに限り、毎年それぞれ1名または1グループの授賞者を選考する。
- 3 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 総務・労務担当理事
 - (3) 男女共同参画推進室長
 - (4) 附属病院長
 - (5) 各学域長
 - (6) その他、学長の指名する者若干名
- 4 前項第6号の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 6 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 7 議事の手続きに関し必要な事項は、委員長が定める。

(候補者の募集)

第4条 候補者の募集は推薦によるものとする。

- 2 推薦は所属長が行うものとし、第2条に該当するものと認められる者を別紙様式により選考委員会に推薦することができるものとする。
- 3 学生、大学院生又は研究生等を推薦する場合は、研究指導教員が所属長を通じて推薦するものとする。
- 4 推薦できる人数は、一所属（学生、大学院生又は研究生等を推薦する場合は、研究指導教員の所属）あたり、1人または1グループとする。

(表彰)

第5条 受賞者には、学長が表彰状を授与する。

- 2 前項の表彰状授与に併せ、副賞を贈呈することができる。

(事務)

第6条 表彰に係る事務は、人事課の協力を得て男女共同参画推進室が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 第3条第4項の規定にかかわらず、この要項の施行後、同条第3項第6号の委員の最初の任期は、平成29年3月31日までとする。

別紙様式

山梨大学男女共同参画学術研究奨励賞 推薦書

平成 年 月 日

1. 対象となる賞（該当する記号に○をつけて下さい）

() 優秀賞

() 奨励賞

2. 受賞候補者について

(ふりがな) 氏 名 グループの場合は 代表者	()
所属・職名	
生年月日	年 月 日 (満 歳)
連絡先	〒 TEL: E-mail:
略 歴 (年は西暦で記載)	
受賞歴等	
主要構成者 ※グループの場合	氏名 : 所属 : 氏名 : 所属 : 氏名 : 所属 : 氏名 : 所属 : 氏名 : 所属 : 氏名 : 所属 :

【推薦者】

(ふりがな) 氏 名	()	署名または印
所属・職名		
連絡先	〒 TEL: E-mail:	
候補者との 関 係		
推薦理由		

※欄が不足する場合は、適宜追加可。また、表彰の対象となる事項に係る資料等がある場合には添付すること。